

## ユーザーの利便性の向上に資する手続の見直しについて

### I. 特許法条約（P L T）との整合に向けた救済手続の整備

#### 1. 問題の所在

##### （1）背景

経済のグローバル化に伴う国際的な出願の増加を背景に、各国により異なる国内出願手続の統一による出願人の負担軽減を図ること及び手続期間に係る要件を緩和することで出願人の救済を図ることを目的として、特許法条約（Patent Law Treaty、以下「P L T」という。）は、2000年6月に採択され、2005年4月に発効した。2012年7月現在、32か国が加盟している。我が国のほか、米国、欧州特許庁等の主要諸外国・機関の多くは、同条約に未加盟であるが、P L Tに準拠した救済規定の整備が進められており、制度調和が進んでいる（「3. 国際的な状況」参照）。

##### （2）権利の回復（P L T第12条）

P L T第12条では、手続のための期間を徒過した場合であって、その非遵守の直接的な結果として、出願又は特許に関する権利の喪失を引き起こした場合に、一定の条件の下、その権利を回復する規定を設けることを義務づけている。

我が国は、平成23年改正法（平成23年法律第63号）において、特許庁における業務処理システムの改造が軽微で、かつ、救済のニーズが高い3つの手続<sup>1</sup>の期間徒過について、P L T第12条に準拠した「正当な理由」を要件とする形で、「権利の回復」の規定を整備したところである。

しかしながら、P L T第12条において権利の回復の対象となる手続は、平成23年改正法によって導入された3つの手続以外にも存在しており、特に救済のニーズが高い特許出願審査請求手続<sup>2</sup>について、第三者としての監視負担増の懸念から同改正法での「権利の回復」規定の導入が見送られている。

<sup>1</sup> ①外国語書面出願の翻訳文の提出（特許法第36条の2第2項）、②外国語特許出願（特許協力条約に基づく国際出願であって外国語でなされた国際特許出願）の翻訳文の提出（特許法第184条の4第1項）、③特許料及び割増特許料の追納（特許法第112条の2第1項、特許権の回復）。また、実用新案法、意匠法及び商標法においても、特許権の回復と同様に、登録料等の追納、商標権の存続期間の更新登録申請等の期間徒過後の救済について、その要件を緩和する改正を行った。

<sup>2</sup> 産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「特許制度に関する法制的な課題について」（平成23年2月）には「審査請求期間における期間満了後の延長手続の導入に関しては、ユーザーの間でも賛否両論があり、統一的な意思形成ができていないといえないことから、今回は導入しないことが適当である」と記載されている（73頁脚注7参照）。

### (3) 優先権主張の訂正又は追加、優先権の回復（P L T 第 1 3 条）

P L T 第 1 3 条では、①優先権主張の訂正又は追加、②優先期間徒過後の出願に係る優先権の回復、③優先権書類の提出期間徒過後の提出に係る優先権の回復が規定されている。

これら優先権に係る救済は、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty、以下「P C T」という。）においても規定されているものであり、欧州、フランス、英国を含む諸外国・機関においては、P C Tの適用とともに各国国内法においても P L T 第 1 3 条に規定する優先権に係る救済規定が整備されている（「3. 国際的な状況」参照）。

一方、我が国は、以下に詳述のとおり、P L T 第 1 3 条に規定する優先権に係る救済規定が設けられていない。

#### ①優先権の主張に係る訂正又は追加

P L T 第 1 3 条（1）では、一定期間内であれば優先権の主張の訂正又は追加の承認を認める規定を設けることを義務づけている。優先権の主張の訂正又は追加が可能な期間は、優先権の主張の基礎とした出願の出願日のうち最優先の日（以下「優先日」という。）から 1 6 月又はその期間が出願日から 4 月よりも早く満了する場合には、出願日から 4 月の期間である。

現行法では、優先権の主張に係る承認を記載した書面は出願と同時に提出しなければならないが、また、出願後に、優先権主張を訂正すること<sup>3</sup>や追加することは認められていない。

#### ②優先期間徒過後の出願に係る優先権の回復

P L T 第 1 3 条（2）では、パリ条約第 4 条で規定される優先期間（優先日から 1 年）の満了後になされた出願について、一定の要件（優先期間内に承認することができなかったことにつき、状況に応じた Due Care（相当な注意）を払っていたか、又は Unintentional（故意ではない）といえる場合であって、優先期間の満了日から 2 月以内に出願及び優先権の主張をしていること）を満了することを条件に、優先権の回復を認める規定を設けることを義務づけている。

現行法では、優先期間満了後になされた出願において優先権の主張を認める救済規定は設けられていない。

<sup>3</sup> 優先権の主張の基礎とした出願の出願日又は出願国が優先権書類におけるこれらの記載内容とが相違する場合において、当該優先権の主張に係る記載事項を優先権書類における記載の内容に合致させるための訂正は、第一国出願の年月日及び国名のいずれもが相違している場合を除き、明らかな誤記として認められている（方式審査便覧 28. 11）。

また、PCTにも、PLTと同様に優先権の回復が規定されているが、我が国は、国内法令において優先権の回復に係る規定が導入されていないことを理由に、受理官庁及び指定官庁における優先権の回復に係る規定について経過措置の適用を宣言している<sup>4</sup>。

### ③優先権書類の提出期間徒過後の提出に係る優先権の回復

PLT第13条(3)では、優先権の主張の基礎とした出願を行った国(以下「第一国」という。)の官庁へ優先権書類の請求を適切に行っているにもかかわらず、優先権書類の発行が遅れたことで、優先権の主張を伴う出願を行った国(以下「第二国」という。)において優先権が失効してしまった場合に、一定の要件(第一国官庁に対し、優先日から1年2月以内に優先権書類の請求を行っている場合であって、優先日から1年4月以内に第二国官庁に権利回復の申請を行った上で、優先権書類の取得から少なくとも1月以内に提出すること)を満たすことを条件に、優先権の回復を認める規定を設けることを義務づけている。

現行法では、優先権書類は、特許法第43条第2項に基づき、出願人に対し、優先日から1年4月以内に提出することを義務づけており、当該期間内にその提出がなかった場合は、同条第4項の規定に基づき、いかなる場合においても当該優先権の主張はその効力を失う旨規定されている。

### (4) 手続救済の主観的要件

我が国特許法等における期間徒過についての救済規定においては、救済の主観的要件を「その責めに帰することができない理由(以下、「不責事由<sup>5</sup>」という。)」としているものが全てであったが、国際的な制度調和の観点から、特許庁の業務処理システム上の制約を踏まえ、平成23年改正法により、特許料等の追納による特許権の回復等において、期間徒過についての救済の主観的要件を、PLTに準拠した救済の主観的要件である「正当な理由」とする規定が設けられた。

一方、現行法においては、たとえば実用新案登録に基づく特許出願(特許法

<sup>4</sup> 受理官庁における経過措置(PCT規則26の2.3)の適用を宣言している国は、ベルギー、ブラジル、コロンビア、キューバ、チェコ、ドイツ、アルジェリア、スペイン、ギリシャ、インドネシア、インド、イタリア、日本、韓国、ノルウェー、フィリピンの16ヶ国。

指定官庁における経過措置(PCT規則49の3.2)の適用を宣言している国は、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、チェコ、ドイツ、アルジェリア、スペイン、インドネシア、インド、日本、韓国、リトアニア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、トルコ、米国の19ヶ国。

<sup>5</sup> 不責事由とは、天災地変や本人の重篤のような客観的理由により手続をすることができない場合のほか、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお手続をすることができなかった場合を意味するものと解されている(知財高裁平成22年9月22日判決)。

第 4 6 条の 2) や延長登録の出願の期間（特許法施行令第 4 条）など、手続期間徒過に対する救済の主観的要件が「不責事由」であるものが存在している。

## 2. ユーザーニーズについて

本年 7 月にユーザーへのヒアリング調査を行ったところ、特許の出願審査請求の期間徒過に対する救済を求める声が存在することが判明した<sup>6</sup>。特に、出願審査の請求について救済の手続が設けられていないために、平成 2 3 年改正法で導入された特許法第 1 8 4 条の 4 第 4 項の規定により期間徒過後の外国語特許出願（国際出願）の翻訳文の提出手続が救済されたとしても、出願審査の請求期間内に、出願審査の請求がなかったときはこの出願は取り下げられたものとみなされることから、たとえば優先日から国際出願日までの期間が短い場合においては、国際出願日から 3 年を経過した後は、実質的に救済されない点について救済のニーズが示された。他方、第三者に対する影響についての懸念も示された。

また、上記ヒアリング調査においては、優先権に係る救済規定を導入するニーズの存在も明らかになった。

## 3. 国際的な状況

P L T 第 1 2 条に規定された権利の回復について、我が国においては一部の手続期間のみに救済が認められているのに対し、主要国では P L T 第 1 2 条の対象となる全ての手続期間について救済規定が設けられている。また、我が国においては P L T 第 1 3 条に関する救済規定は一切設けられていないのに対し、P L T 第 1 3 条の救済規定が設けられている国は少なくない（表 1 参照）。このような状況を踏まえると、我が国特許法における救済規定は、諸外国と比べて未だ不十分であるといえる。

<sup>6</sup> 東日本大震災に対する救済措置（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号）第 3 条第 3 項の規定に基づく手続期間の延長、及び同法第 3 条第 4 項に基づく政令による手続期間の延長）は、特許の出願審査請求の期間徒過に対する救済を含むものであったところ、救済を希望する申出が 1 1 件あり、そのうち 8 件が救済されたことから、当該手続を救済対象とすることのユーザーニーズが高いことが改めて認識された。

＜表 1＞：救済規定の各国対応状況＞

救済規定の種類	日本	米国	欧州 特許 庁 <sup>7</sup>	独国	仏国 <sup>8</sup>	英国 <sup>9</sup>	中国	韓国 <sup>10</sup>
権利の回復 (PLT第12条)	△	○	○	○	○	○	○	△
優先権の主張に係る訂正又は 追加 <sup>11</sup> (PLT第13条(1))	×	○	○	○	○	○	×	○
優先期間徒過後の出願に係る 優先権の回復 (PLT第13条(2))	×	×	○	○	○	○	×	×
(参考) 受理官庁による優先権の回復 (PCT規則26の2.3)	×	○	○	×	○	○	○	×
(参考) 指定官庁による優先権の回復 (PCT規則49の3.2)	×	×	○	×	○	○	×	×
優先権書類の提出期間徒過後 の提出に係る優先権の回復 (PLT第13条(3))	×	○	○	○	○	○	○	×

○：救済規定が設けられている。

△：救済規定が部分的に設けられている。

×

<sup>7</sup> 欧州特許庁は、PLTに未加盟であるが、PLTに準拠した形で欧州特許条約（EPC）を改正しており（改正欧州特許条約（EPC2000）、2007年11月採択、同年12月発効）、ユーザーに対してPLTに加盟したときと同様の効果を与えている。

<sup>8</sup> 仏国は、2010年1月にPLTに加盟済みである。

<sup>9</sup> 英国は、2006年3月にPLTに加盟済みである。

<sup>10</sup> 2012年3月に日本貿易振興機構が公表した韓国知的財産政策レポート

（[http://www.jetro-ipr.or.kr/sec\\_admin/files/0228.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/0228.pdf)）には、韓国はPLT準拠法を2013年にも施行すべく、同法案を国会に提出予定と記載されている（第I編第5章5-5参照）。なお、2012年6月28日に韓国特許庁が公告した「特許法一部改正法律案立法予告」には、PLTの救済規定に係る法改正事項は含まれていない。

<sup>11</sup> PLT規則（第14規則（1））は、早期公開又は早期処理を求める申請がなされた後に、優先権主張の訂正又は追加の求めがあった場合は、いかなる締約国も当該訂正又は追加を認めることを義務づけられない旨、規定している。

#### 4. 対応の方向性

上述のとおり、救済を求めるユーザーニーズも存在しており、世界的に P L T に準拠した救済規定の導入が進んでいる状況を踏まえれば、今後の経済連携協定等に関する他国との協議の進展を視野に入れて、我が国においても、P L T に規定される救済については、国際的な制度調和に向けた制度改正を行うべきではないか。

なお、第三者に対する影響についての懸念を解消するため、第三者保護規定の導入についても検討する必要があるのではないか。

##### (1) 特許出願審査請求期間の徒過を救済する規定の導入（P L T 第 1 2 条準拠）

P L T 第 1 2 条の権利の回復が救済の対象とする手続のうち、特許出願審査請求手続の救済については、ユーザーの間でも賛否両論があることを理由に、第三者保護規定のあり方について検討されることなく、平成 2 3 年改正法での導入が見送られた。そのため、現行法では、特許出願から所定期間内に審査請求がなされない場合、たとえそのことに「正当な理由」があっても、実体的な審査の判断が示されることなく、当該特許出願は取り下げたものとみなされ、これを救済する規定は一切存在しないという状況である。この状況は、出願人にとって著しく酷であるといえるため、第三者保護規定のあり方についても検討することを前提に、一定の要件に基づき、特許出願審査請求期間の徒過を救済する規定の導入を検討すべきではないか。

◆関連する法令・条文：特許法第 4 8 条の 3

##### (2) 優先権主張の訂正又は追加、優先権の回復を許容する規定の導入（P L T 第 1 3 条準拠）

現行法では、パリ条約による優先権等を主張する時期及び優先権書類を提出する期間が厳格に定められており、これらの時期や期間の徒過を救済する規定は存在していないため、一定の要件の下、当該時期や期限の徒過を救済する規定を置くべきではないか。また、基本的にパリ条約による優先権の主張の効果と同等の効果を生じさせるために導入された、特許法第 4 1 条に基づく国内優先権についても、パリ条約による優先権等の場合と同様に、訂正・追加及び回復の規定を置くべきではないか。

◆関連する法令・条文：特許法第 4 1 条、第 4 2 条、第 4 3 条（意匠法、商標法で準用あり）、実用新案法第 8 条、第 9 条

### (3) 手続救済の主観的要件の改正

現行法では、「その責めに帰することができない理由（不責事由）」により手続の期間徒過を救済する規定は表2のとおりである。当該規定について、国際調和を更に促進するという観点から、当該救済規定の主観的要件を、平成23年改正法で導入された救済規定による権利の回復の要件と同じく、PLTに定められた主観的要件である「Due Care（相当な注意）」に対応する「正当な理由」と改正してはどうか。

ただし、特許法に規定されている審判（又は再審）に関する規定は、たとえば再審請求の救済規定（特許法第173条第2項）が訴訟行為の追完（民事訴訟法第97条）に準じて設けられたものである<sup>12</sup>こと、及び、PLTにおいて審判（又は再審）に関する手続については、その手続期間の徒過に対しPLTに基づく救済を義務づけられない旨規定されている<sup>13</sup>ことから、国際標準的にもその他の手続とは切り離して検討する必要があるものと考えられること等も踏まえ、他法規定の司法手続における期間徒過に対する救済の主観的要件との平仄を揃える観点から、その救済の主観的要件を「正当な理由」に改正せず、「不責事由」のままとすることとしてはどうか。

上で述べた審判（又は再審）に関する手続以外の手続、すなわち表2の手続のうち、「①実用新案登録に基づく特許出願（特許法第46条の2第3項）」、「④延長登録の出願の期間（特許法施行令第4条）」及び「⑤明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の補正（実用新案法第14条の2）」の3手続については、主観的要件の改正検討対象から排除すべき理由が特段存しない。そこで、平成23年度の特許法改正時と同様に、国際的な制度調和の観点から、その期間徒過に対する救済に係る主観的要件を「不責事由」からPLTに定められた主観的要件である「Due Care（相当な注意）」に対応する「正当な理由」に改正してはどうか。

<sup>12</sup> 中山信弘編『新・注解 特許法 [下巻]』2366頁参照

<sup>13</sup> PLT第12規則(5)(v)及び第13規則(3)(i)には、いかなる締約国も、審判部、又はその他官庁の枠内で構成される再審組織に対する行為のための期間徒過に関する救済規定を設ける必要はない旨規定されている。

<表 2>：期間徒過に対する救済の主観的要件が「不責事由」である手続>

法令	条文	手続内容	改正の対象か否か
特許法	第 4 6 条の 2	① 実用新案登録に基づく特許出願	「正当な理由」に改正
	第 1 2 1 条	② 拒絶査定不服審判	対象外
	第 1 7 3 条	③ 再審の請求期間	対象外
特許法 施行令	第 4 条	④ 延長登録の出願の期間	「正当な理由」に改正
実用新案 法	第 1 4 条の 2	⑤ 明細書、実用新案登録請求の 範囲又は図面の補正	「正当な理由」に改正
	第 3 9 条の 2	⑥ 審判の請求の取下げ	対象外
	第 5 4 条の 2	⑦ 無効審判の参加の申請の取下げ による手数料の返還	対象外
意匠法	第 4 6 条	⑧ 拒絶査定不服審判	対象外
商標法	第 4 4 条	⑨ 拒絶査定に対する審判	対象外

○ 実用新案登録に基づく特許出願

◆ 関連する法令・条文：特許法第 4 6 条の 2

○ 特許権の存続期間の延長登録の出願

◆ 関連する法令・条文：特許法施行令第 4 条

○ 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の補正

◆ 関連する法令・条文：実用新案法第 1 4 条の 2

※ 「知的財産推進計画 2 0 1 2」には、「国際的な特許出願手続に係る利便性の向上」として「各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした『特許法条約』への加入を視野に入れ、出願人の利便性向上に資する手続の見直しの検討を行うとともに、海外出願の促進に向けた国際的な特許出願手続に係る制度整備を進める。」と記載されている。

## 5. 第三者保護規定の整備の要否について

### (1) 現行法における第三者保護規定

現行法においては、特許権については、「特許料等の追納により特許権が回復した場合」と「再審により特許権が回復した場合」に、第三者保護規定が設けられている。これらのいずれについても、特許権の効力は、特許権の消滅後、回復の登録前又は再審の請求の登録前に存在する物や当該特許権に係る発明の

実施行為等には及ばない旨の規定が設けられており（特許法第112条の3及び第175条）、更に、後者においては、「拒絶をすべき旨の審決が確定した後、再審の請求の登録前に当該特許権に係る発明を実施した者は、その特許権について通常実施権を有する」旨の規定が設けられている（特許法第176条）。

特許料等の追納による特許権回復と再審による特許権回復とで第三者保護規定が相違することについては、再審を請求しうる期間は特許無効の審決確定後3年間という長期間であるのに対し、特許料等の追納により特許権が回復し得る期間は特許権の失効後6月という短期間しかないため、その期間内における事業の実施により通常実施権による救済が必要となる事態が生じることは想定し難く、通常実施権を認めることは、かえって特許権者に酷であり、第三者に行き過ぎた保護を与えることになるためであると、平成6年改正法による特許法第112条の3の規定導入時に整理されており、平成23年の特許法第112条の2の改正時においても、同様の整理がなされている。

一方、特許を受ける権利が回復する場合（翻訳文提出期間徒過の回復）の第三者保護規定については、平成23年の特許法改正時に検討されたものの、「第三者保護規定を設ける必要はない」<sup>14</sup>と整理されている。

## （2）考え方

今回、特許出願審査請求期間の徒過の救済規定が導入されれば、特許権ではなく、特許を受ける権利が回復されることになるが、特許を受ける権利が回復されることに對し、第三者保護規定を導入すべきか否かが論点となる。

### ①回復のための期間と第三者による実施の可能性

特許出願審査請求期間の徒過によるみなし取下げによって特許を受ける権利が消滅してから回復されるまでの期間は、翻訳文提出期間の徒過によるみなし取下げによって特許を受ける権利が消滅してから回復されるまでの期間と同じく、最大で1年であり、再審の場合の3年（特許法第173条第4項）より短い。

一方で、特許出願審査請求期間の徒過によりみなし取下げとなる特許出願の件数は年間十万件を超える規模であるため、特許を受ける権利の回復の対象と

<sup>14</sup> 産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「特許制度に関する法制的な課題について」（平成23年2月）には「外国語書面出願の翻訳文の提出手続に関しては、出願が取り下げられたものとみなされてから回復するまでの間は、未だ特許権は存在しないため、権利が消滅していた期間の第三者の行為を保護するという前提を欠いている。また、出願が取り下げられたものとみなされてから回復するまでの間に公開公報が発行されることはないため、出願が回復するまでの間に、当該出願に係る公開情報に基づいて第三者が発明を実施することはあり得ない。外国語特許出願の翻訳文の提出手続に関しては、・・・実際は、出願が取り下げられたものとみなされてから回復するまでの期間が短く、その期間内に、第三者を保護しなければならない程度までに外国語特許出願に係る発明の実施が行われることは想定し難い。」と記載されている（76頁参照）。

なる特許出願は、翻訳文提出期間を徒過した場合における特許を受ける権利の回復<sup>15</sup>に比べて多数になることも想定されるが、期間を徒過したことに「正当な理由」をあることを救済の要件とすれば、救済対象がいたずらに拡大することはないと考えられる。

## ②利害関係人の存在

再審による場合は、前提として無効審判により特許権が無効とされており、その段階において利害関係人が当該特許権に係る発明を現に実施している可能性が高いため、後に再審により特許権が回復した場合に当該利害関係人を保護すべきとの要請が高いのに対し、翻訳文提出期間の徒過や特許出願審査請求期間の徒過によるみなし取下げによって特許を受ける権利が消滅する場合には、未だ特許権は存在していないため、このような利害関係人の存在は想定することができないといえる。

## ③主要国の状況

現在、我が国を含めた下記の6か国・機関において、特許出願審査請求制度が導入されている。そのうち特許出願審査請求書の提出期間徒過に対して救済規定が設けられているのは4か国・機関であり、更に、当該救済規定に対する第三者保護規定を設けているのは3か国・機関である（表3参照）。

<sup>15</sup> 翻訳文提出期間徒過の回復申請は、平成24年7月末時点で2件（4か月分の累積数）である。なお、近年の再審請求件数は年間数件程度である。

<表 3> : 各国の特許出願審査請求期間の救済と第三者保護規定<sup>16</sup>

国・機関 (PLT 加盟/ 未加盟)	審査請求制度の有無 《審査請求期間》 (根拠条文)	審査請求期間の 救済の有無	審査請求期間の救済に関する 第三者保護規定の有無 (根拠条文)
日本 (未加盟)	あり 《出願から 3 年》 (法 48 条の 3)	なし	-
米国 (未加盟)	なし	-	-
欧州特許庁 (未加盟)	あり 《欧州調査報告書の 公開から 6 月》 (条約 94 条、規則 70)	あり (条約 122 条 (1))	あり (実施権の付与) (条約 122 条(5))
独国 (未加盟)	あり 《出願から 7 年》 (法 44 条)	あり (法 123 条(1))	あり (実施権の付与) (法 123 条(6))
仏国 (加盟)	なし	-	-
英国 (加盟)	あり 《公開から 6 月》 (法 18 条、規則 28)	あり (法 20A 条(1), (2))	あり (実施権の付与) (法 20B 条(4), (5))
中国 (未加盟)	あり 《出願から 3 年》 (法 35 条)	あり (実施細則 6 条)	なし
韓国 (未加盟)	あり 《出願から 5 年》 (法 59 条)	なし	-

#### ④まとめ

以上のことから、我が国において特許出願審査請求期間の徒過を「正当な理由」といった要件を設けた上で救済するに当たっては、ユーザーから示された

<sup>16</sup> 表 3 の「審査請求期間の救済の有無」欄、及び「審査請求期間の救済に関する第三者保護規定の有無」欄で「あり」とされている手続救済規定及び第三者保護規定は、手続救済及び第三者保護の一般規定を、特許出願審査請求書の提出に対して適用したものであって、特許出願審査請求書の提出に関する特別な規定が設けられているものではない。

第三者に対する影響についての懸念を踏まえつつ、上記①から③の観点などを考慮して、第三者保護規定を設けることとするか否かを検討する必要があるのではないか。

なお、期間不遵守による権利消滅から権利の回復までの間に、善意で有効かつ重要な準備を開始した又は行為を実施した第三者が得る権利（Intervening Rights）の扱いについては、P L Tでは規定しておらず、各国の裁量によるものとされている。

また、手続救済に関しては、救済される出願人等手続者の利益と第三者の監視負担増加という観点を考慮し検討しなければならないが、そのような事情は諸外国であっても同様であるといえる。

## 6. 実用新案法についての対応

### **（1）現行制度の概要**

実用新案法においても、特許法におけるパリ条約に基づく優先権の主張や国内優先権の主張と同様の手続が存在する（実用新案法第11条第1項で準用する特許法第43条、実用新案法第8条及び第9条）。

### **（2）対応の方向**

P L T第13条に規定する優先権に係る救済の必要性については、実用新案法も特許法における手続と趣旨を異にするところはないから、実用新案法に関しても特許法と同様の手続を行うべきではないか。

しかしながら、実用新案制度には、ライフサイクルの短い製品について迅速に権利化を図るといった、特許制度とは異なる制度趣旨もあることから、上記のような優先権に係る救済を導入するに当たっては、実用新案の制度趣旨を踏まえた検討を行う必要がある。

## I I. 大規模災害を理由とする救済手続の整備

### 1. 現行制度の概要

特許法等においては、遠隔又は交通不便の地にある者のための期間の延長の規定（特許法第4条等）は設けられているものの、天災地変や社会的動乱（以下、「天災地変等」という。）を理由とする期間の延長の規定は設けられていない。また、平成23年改正法により導入された救済規定（権利の回復）は、適用される対象手続が限定されている上、期間の不遵守により権利喪失をした後の事後救済であり、さらに、回復理由書と証拠書類を提出する必要がある。

### 2. 問題の所在

去る平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって被災した被災地の企業等の多くを救済するため、特許庁は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第3条第3項等の適用により平成23年8月31日を限度として手続期間を延長するとともに、特に大きな被害を受けたために特許庁への手続が困難であった場合には、期間の延長を必要とする理由を記載した書面により申出を行い、その必要性が認められたもの（法定期間）について、その手続期間の満了日を、平成24年3月31日を限度として延長する措置（平成23年8月26日政令第265号）を講じたところである。

特定非常災害特別措置法の立法趣旨の根幹は、被災地域の一日も早い復旧・復興を目指し、被災者及び関係地方公共団体を支援することであることに鑑みると、政令が指定し特定非常災害特別措置法の適用対象となる大規模な非常災害（特定非常災害）としては、日本国内における大規模災害のみが想定されているものと考えられ、日本国外で発生した天災地変等はそれが東日本大震災と同規模の大規模災害であったとしても、特定非常災害に指定されることはないと考えられる<sup>17</sup>。

日本国外で発生した天災地変等の例としては、平成23年秋にタイで発生した大洪水や同年10月にトルコで発生した大地震が挙げられる。これらの被災者が我が国特許庁にする手続については、特許法等に規定された手続の範囲と運用で対応可能な限定された範囲での救済が行われた<sup>18</sup>。さらに、救済を求める

<sup>17</sup> 現に、これまで特定非常災害に指定された災害は、日本国内で発生したもののみ（平成7年阪神淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災）である。

<sup>18</sup> 『タイにおける洪水、トルコにおける地震により影響を受けた手続の取り扱いについて』

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/thailand\\_turkey\\_2011.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/thailand_turkey_2011.htm)

際、手続をすることができなかつた事情について詳細に記載した書面を提出することなどが求められた。

以上のことから、我が国においては、日本国外で発生した大規模な天災地変等の被災者の特許等関連手続を迅速・簡便に救済するための制度が整備されているとは言い難い。

### 3. 国際的な状況

東日本大震災の被災者のする諸外国特許庁に対する特許等関連手続については、諸外国特許庁の整備された救済規定によって迅速かつ適切に救済されたところである<sup>19</sup>。また、米国及び欧州では自然災害等を要件とする救済規定が設けられており、特に米国の救済規定は迅速・簡便に救済することができている (表 4 参照)。

---

<sup>19</sup> 東日本大震災の被災者を対象とした救済規定を公表した諸外国特許庁は合計 48 庁・機関にのぼる。

＜表 4＞：天災地変等に係る救済規定の例＞

国名 (条約名)	救済規定の概要	救済対象
日本	<p>○（国内の災害について）指定した自然災害に関する包括的な救済 特定非常災害特別措置法</p>	国内の災害のみ
米国	<p>○指定した自然災害等に関する手続救済（特許規則 1.183）</p> <p>USPTO が米国特許規則 § 1.183 に規定する「非常事態」（extraordinary situation）にあたりと認定した自然災害等について、長官は自発的に又は申請に基づき、一定範囲の規則の要件であって、制定法の要件ではないものを停止又は放棄することができる。</p> <p>具体的には、申請に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種通知を取下げ、再発行する。</li> <li>・特許維持手数料の追加料金（米国特許規則 § 1.20(h), (i)）の支払い免除する。</li> </ul> <p>※米国特許規則 § 1.183 により法定の日付又は要件の免除又は延長を認めることはできない。</p> <p>（商標については、米国商標規則 § 2.146）</p>	国内外の天災地変等
欧州特許条約（EPC）	<p>○自然災害等に起因して郵便サービスが混乱した場合の手続救済（EPC 施行規則第 134 条(5)）。</p> <p>自然災害等に起因して郵便サービスが混乱した場合、提出された証拠を欧州特許庁が認めるときは、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなす。</p> <p>（EPC 施行規則第 134 条(1)～(4)については欧州締約国における自然災害等の場合の規定）</p>	欧州域内外の天災地変等

英国	○通信業務の遅延が生じた場合の手續救済（特許規則 111、商標規則 76、意匠規則 41）。  通信業務の遅延に起因して期間徒過したものと長官が認めたとき、長官は法律又は規則に指定されている期間を延長しなければならない。	国内外の天災地変等
デンマーク	○発信人がその事業所を有しているか又は滞在している地域において戦争、革命、内乱、ストライキ、自然災害又はその他類似の原因によって郵便業務が中断された場合の権利の回復（特許法第 73 条）	国内外の天災地変等
特許協力条約（PCT）	○出願人等の関係者の住所若しくは営業所を有する地又は滞在地において戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災その他これらに類する事由がある場合の期間の救済（PCT規則 82 の 4.1）	任意の地域の天災地変等

#### 4. 対応の方向性

東日本大震災の発生に際し、諸外国特許庁が被災者の特許等関連手續を救済するための措置を迅速に講じたことを踏まえ、手續面での国際的な制度調和の重要性に鑑み、我が国においても、日本国内外で発生した大規模な天災地変等の被災者のする特許等関連手續を迅速・簡便に救済する規定を整備する制度改正を検討する必要があるのではないかと。

なお、特定非常災害特別措置法で救済の対象となった権利利益には特許以外の手續も含まれるが、それら権利利益の多くは国内在住者に対して与えられ、国内での産業活動に係る許認可に関するものであった。他方、特許に係る手續については、外国籍者による出願件数及び登録件数が、それぞれ、年間約 5 万 5 千件及び約 4 万件（2011 年）<sup>20</sup>であることから明らかにおり、在外者からも手續が数多くなされていることが分かる。このように、海外で天災地変等が発生した場合の救済ニーズは、特許等関連手續について特に高いといえることから、他法における救済規定のあり方如何にかかわらず、特許法等に救済規定を導入すべきであるといえるのではないかと。

◆関連する法令：特許法、実用新案法、意匠法、商標法

<sup>20</sup> 特許庁編『特許行政年次報告書 2012 年版〈統計・資料編〉』15 頁参照